

一般財団法人中西奨学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人中西奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高等学校、高等専門学校、大学または大学院の学生生徒で、学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、将来社会に貢献し得る有用な人材を育成するとともに、産業科学技術に関する調査、研究に対する助成を行い、もってわが国産業科学技術水準の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
- (2) 産業科学技術に関する研究に対する助成
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産の2種類とする。

(基本財産)

第6条 この法人の基本財産は、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会

の承認を得なければならない。

(特定資産)

第7条 この法人の特定資産は、基本財産以外の財産をいい、特定の事業及び目的のために限定して使用する財産をいう。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産の維持、管理等に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第25条第3項に規定する代表理事をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、

定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員の決議をもって行う。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 計算書類等の承認

- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に隨時開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する者は、評議員会の7日前までに、会の日時、場所、及び評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の互選による。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

- 第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
- 理事 4名以上6名以内
監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第33条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理 事 会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) その他法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第36条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催す

るほか、必要がある場合に隨時開催する。

(招集)

- 第37条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は理事長とする。なお、理事長が欠席の場合には常務理事がこれを代行する。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定には適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第43条 この法人には、第4条第1号および第2号の事業の対象を選考するため、選考委員会をおく。

(委員)

第44条 選考委員会は、5名以上8名以内の委員をもって、組織する。

- 2 委員は学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属先は、評議員会の決議によって定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、一般法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第11章 事務局

(事務局)

- 第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 補 則

(委任)

- 第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は 中西一雄とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は 下間頼一とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

平紗多賀男、大中逸雄、大南正瑛、西村仁、小南昌信、中西かつよ、田中道七、榊原茂樹

制定改定履歴

平成24年4月1日 制定
平成24年4月27日 第2条改定
平成31年3月30日 第15条改定
2021年3月15日 改定
2021年6月15日 別表改定
2023年3月13日 第5条・第7条・第8条追加、別表削除